

浦安市規則第69号

浦安市介護保険外生活支援サービス事業の実施に関する規則の一部を改正する規則

浦安市介護保険外生活支援サービス事業の実施に関する規則（令和2年規則第8号）の一部を次のように改正する。

第9条中「第15条の規定により指定を受けた事業者（以下「指定事業者」という。）」を「第13条に規定する介護保険外生活支援サービスの提供を行うことができる事業者」に改める。

第13条の見出しを「（介護保険外生活支援サービス提供事業者）」に改め、同条中「事業者としての指定（以下「事業者指定」という。）を受ける」を削る。

第14条から第18条までを削り、第19条を第14条とする。

別記第8号様式から第12号様式までを削る。

附 則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。